

商品概要説明書

相続定期貯金

(令和7年1月1日現在)

商品名	・相続定期貯金
ご利用いただける方	・金融機関（当JA・他金融機関どちらでも可）での相続手続完了後1年以内に、相続により取得した金額をお預けいただける個人の方。（新規預入に限ります）
期間	・6ヶ月 ・非自動継続のみのお取扱いとなります。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 預入媒体	・一括預入 ・100万円以上。大口定期貯金は1,000万円以上。 （相続により取得した金額の範囲内までとします） ・1円単位 ・通帳式（定期貯金通帳のみ）
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・年0.5%を初回満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・金利は窓口にお問い合わせください。
手数料	—
付加できる特約事項	・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができません。ただし、350万円を超える金額に対しては分離課税の扱いとなります。 なお、大口定期貯金はマル優のお取扱いはできません。 ・通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。中途解約利率は中途解約時点の普通貯金利率を下回る場合があります。 (スーパー定期貯金（単利型）) ① 預入期間が6か月未満 解約日における普通貯金利率 (大口定期貯金) 次の①および②の算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率とします。ただし、計算した利率が0%を下回るときは、0%を下限とします。 ① 預入期間が6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 約定利率— $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ (注) なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を通帳記載（通帳レス口座の場合はJAバンクアプリに表示）の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。

<p>貯金保険制度 (公的制度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
<p>苦情処理措置および 紛争解決措置の内容</p>	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店(所)またはリスク管理部(電話:046-221-7292)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JAリスク管理部またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>神奈川県弁護士会紛争解決センター(電話:045-211-7716)</p>
<p>その他参考となる 事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・取扱期間は令和6年3月1日～令和7年2月28日までとします。 ・満期日以降の利息は、解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・本商品は、利用分量配当金の対象外となっております。 ・お預けいただける資金の中には、相続により取得した不動産の売買代金や、株式等の有価証券の換金代金も含まれます。ただし既に当JAにお預入れの相続人名義の貯金(相続によらない貯金)のお預入れはできません。 ・手続きで必要となるもの <ol style="list-style-type: none"> ① ご本人様を確認できる書類 ② お届け印 ③ お預け入れ資金が相続により取得した資金であることが確認できる資料 ④ 遺産分割協議書の写し ⑤ 金融機関に提出した依頼書等の写し ⑥ 「戸籍謄本の写し」および「被相続人名義の解約済み通帳または計算書の写し」 ⑦ 「遺言書(公正証書遺言または自筆証書遺言で検認済みのもの)の写し」および「被相続人名義の解約済み通帳または計算書の写し」 <p>※当JAで相続手続きをされた方…①+②+③ ※他金融機関で相続手続きをされた方…①+②+(③~⑦)のいずれか1つ</p> ・金利情勢等により、適用金利が変更になる場合や、お取扱いを中止させていただく場合がございます。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JAあつぎ